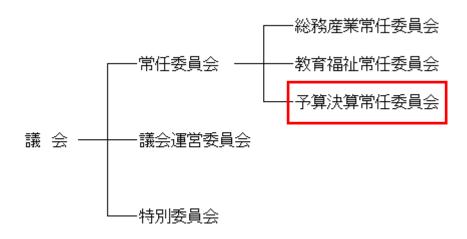
委員会について

議員全員で組織されている会議を本会議といいます。最終的な決定(議決)は本会議で行われますが、扱われる事項は数も多く、内容も幅広い分野にわたっているため、委員会を設け、そこでより専門的、能率的に審査されます。委員会には議会運営委員会と常任委員会、特別委員会(必要に応じて設置)があり、本会議の準備的、予備的な手続きを行います。

組織図)



常任委員会

総務産業、教育福祉、予算決算の3つの常任委員会があります。議員は予算決算常任委員会の委員及び総務産業常任委員会又は教育福祉常任委員会のいずれかの委員に所属することになっています。

委員会名	人数	内 容
総務産業常任委員会	8人	総務部、企画振興部、産業建設部、会計課、議会事務局及び 監査委員の所管に属する事項並びに公営企業に属する事項
教育福祉常任委員会	7人	健康福祉部及び教育委員会の所管に属する事項
<mark>予算決算常任委員会</mark>	<mark>15人</mark>	予算及び決算に属する事項

議会運営委員会(8人以内)

委員は各会派から所属議員数に応じて選出します。議長のほか、1人会派はオブザーバーとして出席します。議会運営が円滑に行われるよう、議事の順序や進め方などを決めます。

特別委員会

議会が特に必要と認めたとき、議会の議決によって設置されます。